

令和三年度 彙報

○令和三年度行事

文学会春季大会(総会・公開講演会)

日時：六月十九日(土) オンライン開催

「Post-truth」時代のジャーナリズムと表現

日本経済新聞社中国総局長

もう一つの大江山鬼神退治の物語

国文学研究資料館名誉教授

桃井 裕理氏
小林 健二氏

文学会秋季大会(研究発表会・公開講演会)

日時：十一月十三日(土) オンライン開催

研究発表会

人称と私 について

—— テクストを読むことを中心に ——

中京大学大学院生 阿知波 光

古今集・新古今集用語の修飾関係について

—— 形容詞を中心に ——

中京大学大学院生 加藤 駿

豊臣政権下における宇喜多秀家

中京大学大学院生 中川 創喜

尾張藩所付代官制と地域社会

—— 春日井郡児玉村庄屋大矢作左衛門の動向を事例に ——

中京大学大学院生 前田 蒼太

公開講演会

皇族の結婚と象徴天皇制

名古屋大学准教授 河西 秀哉氏

書物の転形期

—— 洋装本の移入と定着 ——

大妻女子大学教授 木戸 雄一氏

文学会後援 学部生による文学部研究会合同発表会

日時：十一月二十三日(火・祝) オンライン開催

演劇研究所所属学生による演劇公開、民俗学研究会・アクティブ

ラーニング研究会・上代文学研究会所属学生による研究発表会

○人事

採用(令和三年四月)

小塩 卓哉(日本文学科 国語教育)

○学位取得

本学会会員の佐藤綾佳氏が、本学より「博士(文学)」の学位を授与されました。

文学会より

会費の納入にご協力ください。現行会費は終身五千円です。学生会員は年額一千元です。修了生の方は、既にお納めの会費総額と終身会費との差額をお支払いください。その他、詳細はお問い合わせください。

住所、勤務先等に変更のあった方は、お手数でも文学会まで一報ください。振替用紙にて変更をご連絡いただく場合には、その旨を明記して下さいますようお願いいたします。会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

文学会では、会員の皆様から、「中京大学文学会論叢」への研究論文・実践報告等(四〇〇字詰二〇・五〇枚程度)の投稿をお待ちしております。締め切りは毎年一月一日(手書きの場合は一月二〇日)ですが、常時受け付けておりますので、ふるってご投稿下さい。原稿の採否は編集委員にご一任願います。なお、本誌は基本的に学術リポジトリによりデジタル公開することになりました。公開を望まない会員の方は編集委員まで一報願います。

中京大学文学会会則

第一条本会は中京大学文学会と称する。

第二条本会は日本語日本文学、言語表現学、歴史文化学等の研究を

目的とする。

第三条本会は前条の目的を達成するために左記の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 機関誌の刊行

3 その他本会の目的の達成に必要な事業

第四条本会の事務局は中京大学文学部内におく。

第五条本会は左記の会員をもって構成する。

1 本学文学部専任教員

2 本学大学院文学研究科学生

3 本学文学部学生

4 その他本会の趣旨に賛同する者

第六条本会会員は所定の会費を納める。

第七条本会に会長一名、幹事若干名、会計監査一名をおく。

1 会長は本会を代表する。

2 幹事は教員、大学院文学研究科学生、文学部学生をもって組

織し、本会の運営にあたる。但し、文学部学生幹事

は三・四年生より選出する。

3 会計監査は財務を監査し、総会に報告する。

第八条役員は会員中より選出することとし、総会の承認を必要とす

る。

第九条役員任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

第十条本会は左記の会議を開く。

1 定期総会(年一回)

2 臨時総会

3 役員会

4 幹事会

第十一条 本会の経費は左記をもってあてる。

1 会費

2 寄附金

3 その他

第十二条 本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

付則

第一条

文学部学生および大学院文学研究科学生の会費は年額千円とする。また、本学文学部専任教員、その他本会の主旨に賛同する者の会費は、終身五千円とする。但し、大学院文学研究科修士生の会費は五千円と大学院在学中に納めた会費実績との差額とする。

第二条

会費に関する事項は、別にこれを定める。

第三条

本会則は、総会において出席者の三分の二以上の同意を得て改定することができる。

第四条

本会則は昭和五十六年五月十三日より実施する。本会則は平成十五年五月二十九日より実施する。

本会則は従来の「中京大学国文学会会則」を学名改称等に伴い改定したものであり、平成二十一年十一月七日から実施し、平成二十一年四月一日に遡って適用する。

本会則は平成二十三年四月一日より実施する。

本会則は平成二十五年四月一日より実施する。

本会則は平成二十六年四月一日より実施する。

本会則は平成二十九年四月一日より実施する。